

令和 8 年度

旭川農業水利事業

あいののダム技術資料整理その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業あいののダム技術資料整理その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局
制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び
追加事項は、本特別仕様書(案)によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、旭川土地改良事業計画に基づき改修を行った、あいののダムにおける過年度のダム技術検
討委員会資料の整理取りまとめ及び業務報告書、工事完成図書に基づき、再編・整理・編集版を作成し、
あいののダム改修工事に係る技術資料の整理取りまとめを行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務位置は、秋田県横手市山内平野沢地内ほかで別添1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒
らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、
速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当す
る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

博士（農学）		
--------	--	--

（照査技術者）

第 1－7 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士（農学）		

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第 1－8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－9 条

共通仕様書 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準 設計 ダム（平成15年4月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1 ダム設計の基本条件

- (1) 有効貯水量 3,556,000 m³
- (2) 最大取水量 5.00 m³/s

2 主なダム諸元は、次のとおりである。

- (1) 流域面積 37.8 k m²
- (2) 設計洪水量 13.02 m³/s
- (3) 総貯水量 3,568,515 m³
- (4) 堤 高 40.80m
- (5) 堤 長 132.90m
- (6) 堤体積 322,000 m³

(貸与資料等)

第2-3条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
報告書	平成26年度 旭川地区あいののダム基本設計業務	1部
	平成26年度 旭川地区あいののダム耐震性能照査その他業務	1部
	平成29年度 あいののダム実施設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔調査設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔ゲート設備調査設計業務	1部
	平成30年度 あいののダム実施設計（その2）業務	1部
	平成30年度 あいののダム附帯施設調査設計業務	1部
	平成31年度 あいののダム実施設計（その3）業務	1部
	令和2年度 あいののダム実施設計（その4）業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム実施設計（その5）業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム技術協力業務	1部
	令和4年度 あいののダム施工技術検討業務	1部
	令和5年度 あいののダム施工技術検討業務	1部
	令和6年度 あいののダム施工技術検討業務	1部
	令和7年度 あいののダム技術検討業務	1部

その他	国営旭川土地改良事業計画書	1 部
	令和4年度～令和6年度 あいののダム改修その他工事 特別仕様書（契約図面含む）及び工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等	1 式

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

（貸与資料等の取扱い）

第2－4条

第2－3条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別添2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目	作業数量
1 既存設計資料の把握・整理及び業務概要作成	1 式
2 ダム技術検討委員会資料の整理	1 式
3 再編・整理・編集版作成	1 式
4 照査	1 式
5 点検取りまとめ	1 式

（設計作業の留意点）

第3－2条

- 1 原稿作成上不備な点、不明な点がある場合は、速やかに監督職員に連絡し、その指示を受けるものとする。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 別添2「作業項目内訳表」2の作業に当たって、過年度のダム技術検討委員会での審議内容を踏まえたレベル2地震動に対する安全性に係る評価取りまとめを実施するものとする。
- 5 別添2「作業項目内訳表」3-2 及び 3-3 の作業に当たって、新たな技術的判断による解釈や考察を加えるものではなく、前歴事業における技術資料の整理及び改修工事の施工記録並びにダム委員会での検討内容・結果を技術資料として取りまとめることを目的とする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員及び工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ア 業務実施条件
- イ 業務計画の妥当性
- ウ 設計変更内容
- エ その他必要な事項

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければな

らない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(安全性評価取りまとめ段階)

第3回 中間打合せ(編集版(案)作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物の提出)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとする。

- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）
東北農政局旭川農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 6 有識者への意見照会に伴う作業対応により、変更が生じた場合
- 7 その他

（業務スライドの試行）

第6－2条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）URL（「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。

この場合において、2中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

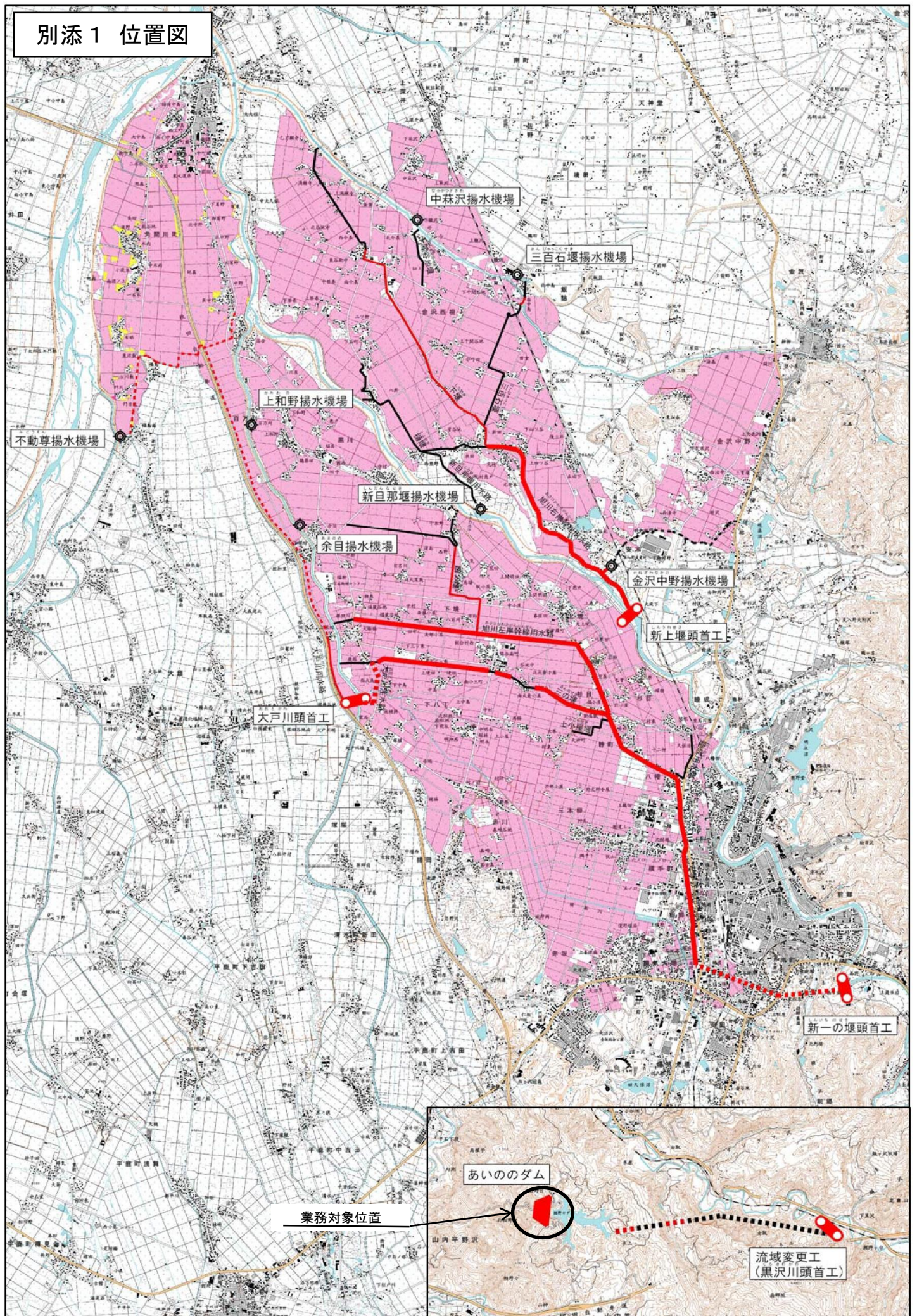
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

本特別仕様書（案）に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添1 位置図



別添2 「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 既存設計資料の把握・整理及び業務概要作成	技術資料整理に必要な既存設計資料の把握を行う。貸与資料等を把握し、本業務の具体的な作業計画を作成する。	○
2 ダム技術検討委員会資料の整理	令和7年度までに実施した、ダム技術検討委員会の資料整理を実施する。また、必要に応じて有識者への意見照会を実施する。	○
3 再編・整理・編集版作成		
3-1 技術誌構成・目次作成	あいののダム改修に係る調査・設計・施工の流れを踏まえ、技術誌構成・目次を作成する。	○
3-2 前歴事業の設計施工内容の整理	貸与資料（前歴事業のダム工事誌及びダム委員会資料）で整理された技術資料を基にダムの造成に係る設計施工内容の要点を整理する。 要点は、①基礎（地質）、②堤体、③管理設備（取水塔、操作設備、管理棟、黒沢川頭首工）の各項目について取りまとめる。	○
3-3 耐震対策工事の整理	貸与資料（ダム委員会資料）で整理された技術資料を基に耐震対策工事に係る設計施工内容について、要点を整理する。 要点は堤体及び取水塔について、①健全性の評価、②耐震対策の設計、③耐震対策の施工（施工計画、施工記録）の各項目について取りまとめる。	○
3-4 試験湛水結果の整理	貸与資料（ダム委員会資料）で整理された技術資料を基に耐震対策完了後の試験湛水結果について取りまとめる。	○
3-5 ダム委員会資料の整理	ダム健全性の評価から耐震対策完了に至るまでの、農業用ダム安全性評価委員会、農業用ダム技術検討委員会の検討経緯一覧を作成し、各委員会資料を添付する。	○
3-6 技術誌原稿の取りまとめ	3-1. で作成した目次に準じて、技術誌原稿を取りまとめる。	○
4 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	○
5 点検取りまとめ	各項目の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○